

令和 8 年度 二俣城跡及び鳥羽山城跡植生整備業務 仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は「令和 8 年度 二俣城跡及び鳥羽山城跡植生整備業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

(業務目的)

第 2 条 本業務は、史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡において「史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡整備基本計画」や「史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡樹木整備基本計画」等に基づき、史跡指定地内の樹木の適切な管理及び整備のために実施するものである。

(業務内容)

第 3 条 本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 危険木伐採

場所 二俣城跡

数量 12 本

※樹種等明細は別紙 1、位置は別紙 2 を参照のこと

内容 対象樹木を地際で伐採すること。

発生材収集運搬及び処分を含むこと。

(2) 遺構顕在化を目的とする樹木等の伐採及び剪定

ア 高木伐採及び剪定

場所 二俣城跡

数量 8 本 (伐採 7 本、剪定 1 本<F117_タブノキ>)

※樹種等明細は別紙 1、位置は別紙 2 を参照のこと

内容 別紙 1 の「処理」欄に記載された内容に応じて実施すること。

「伐採」: 地際で伐採すること。

「剪定」<F117_タブノキ>

堀にかかっている枯大枝を切除すること。その他枯枝を切除すること。

発生材収集運搬及び処分を含むこと。

イ 低木類伐採

場所 二俣城跡本丸内

数量 低木植栽 (ツツジ類) 伐採 3 箇所 65 m²

※位置は別紙 2 のとおり

内容 地際で伐採すること。

発生材収集運搬及び処分を含むこと。

(3) 竹林伐採及び中低木除伐

場所 二俣城跡本丸及び二の丸東側斜面

数量 189 m² (斜面下側)

内容 竹類を地際で伐採すること。

発生材収集運搬及び処分を含むこと。

場所 二俣城跡本丸及び二の丸西側斜面

数量 1,550 m²

内容 竹林伐採：竹類を地際で伐採する。

中低木除伐：概ね胸高直径5 cm以下の中低木(カシ類、灌木等)を地際20
～30 cm程度で伐採する。

発生材収集運搬及び処分を含むこと。

※位置は別紙2のとおり

※スギ類及びケヤキ類等高木は残置すること。ただし、上記(1)・(2)において伐採の指示があるものはそれに従うこと。

(4) 共通事項

- ・現場着手前に現地にて委託者と対象樹木の確認を行うこと。
- ・遺構保護のため、伐根は行わないこと。
- ・伐採した竹木の切断面は可能な限り地面と平行かつ平滑になるようにすること。
- ・枝葉及び幹等の発生材は、関係法令に基づき、適正に収集運搬処分すること。
- ・本業務の履行場所にて伐採行為をする場合、契約締結後から現場着手までの間に文化財保護法及び自然公園法に定める申請が必要となる。関係機関との調整及び手続きは委託者が行うため、現場着手は委託者の指示に従うこと。(契約締結後、概ね1か月程度の期間を見込む。)
- ・道路占用許可申請等上記以外の手続きが必要となる場合は、原則として受託者が行うこと。

(費用負担)

第4条 受託者は、前条の作業を実施するうえで必要な一切の費用(機材の調達費用及び燃料費用も含む)を負担すること。

(完了時提出書類)

第5条 受託者は、本業務完了時に以下の書類を提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 写真(作業前・作業中・作業後)

- ・写真帳(カラー A4判1葉につき写真3枚) 1部

※別紙1に掲げる樹木(第3条(1)及び(2)アの対象木)については、1本

単位での撮影とする。

※発生材の収集・運搬・処分の状況も撮影すること。

※写真の撮影方法（位置、向き、角度）等の詳細について、作業前に委託者と現地で協議すること。

- ・電子媒体（以下のデータを DVD 等光学ディスクに格納） 1 部

上記写真帳の PDF データ

上記写真帳に掲載した全ての写真データ（JPEG データ）

※光学ディスク内のフォルダ構成及びファイル命名規則について、提出前に委託者と協議すること。

（注意事項）

第 6 条 受託者は、現地での作業にあたり以下のことに注意すること。

- （1）受託者は、作業従事者に社員証等の身分を証明するものを常時携帯させること。
- （2）本業務の履行場所は公園として常時開放されている場所であるため、来園者に危害が及ばないように、安全管理に細心の注意を払うこと。また、作業実施時は現地に看板を掲出する等の方法により来園者へ周知すること。
- （3）本業務の履行場所は国史跡指定地内であるため、遺構（石垣、土塁、堀等）及び地面を損壊しないよう細心の注意を払うこと。
 - ・伐根、地面掘削及び杭打ちは厳禁とする。
 - ・伐倒の位置及び方向を十分に検討し、最善の方法を選択すること。
 - ・伐倒、枝落とし、発生材の収集運搬及び車両操作時は必要に応じて養生を施すこと。

（資料の貸与及び返還）

第 7 条 受託者は、必要に応じて、次の資料を委託者から借用することができる。なお、受託者は貸与された資料等を業務完了後速やかに返還しなければならない。

- ・「史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用計画」
- ・「史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡整備基本計画」
- ・「史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡植生整備基本計画」
- ・浜松市総合計画等関連上位計画
- ・その他、本業務を実施するにあたり必要とする資料

（打合せ及び報告）

第 8 条 受託者は、作業着手前の打ち合わせの他、作業着手後においても進捗状況を随時委託者へ報告し、委託者と緊密に連絡をとるものとする。

別紙 1

(1) 危険木伐採 一覧

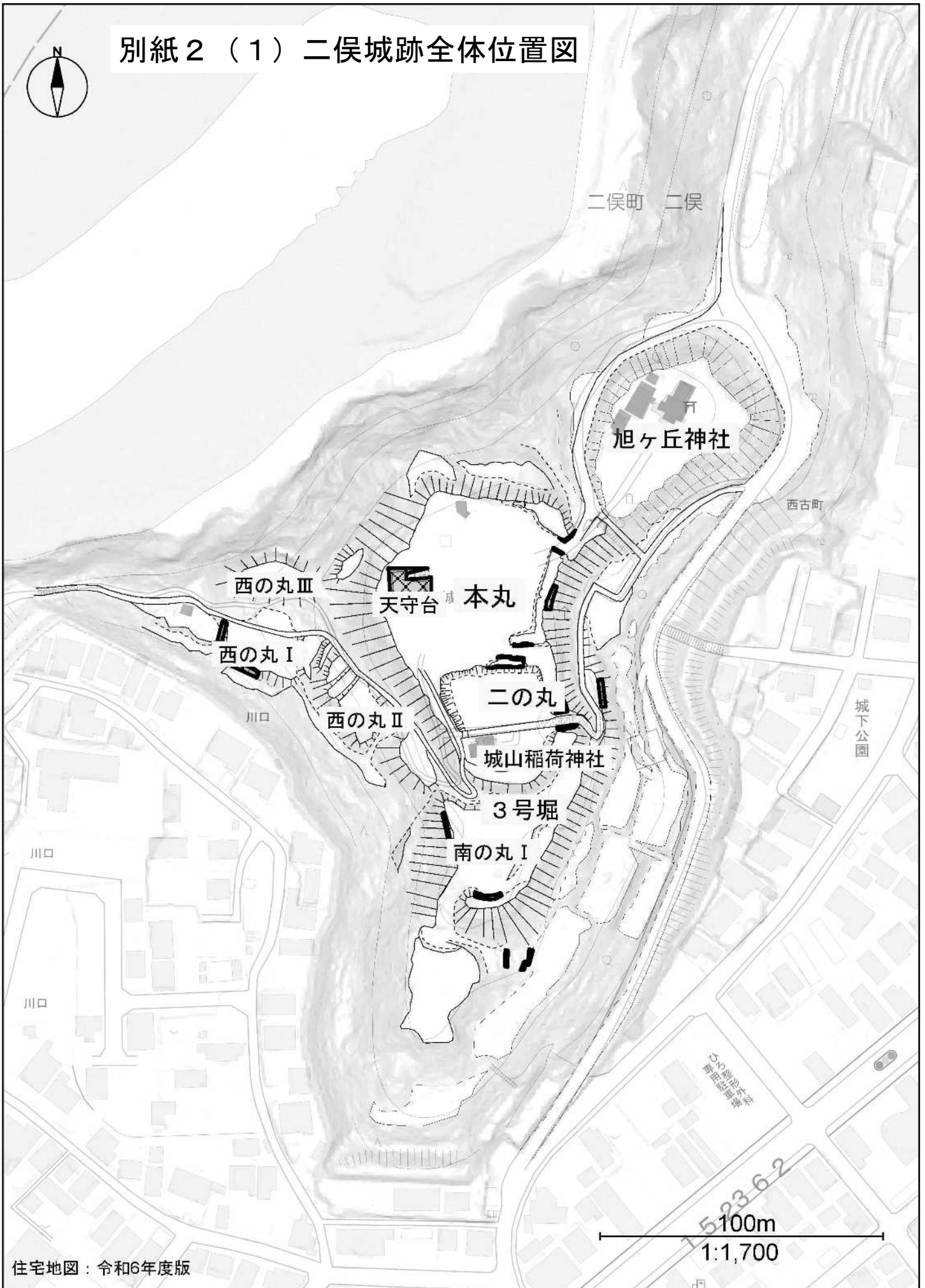
史跡	N0.	樹木ID	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	樹形	処理
二俣	1	F027	ヒノキ	40	3 ※主幹折損	単幹	伐採
	2	F061	ムクノキ (ムク、ムクエノキ)	65	25	単幹	伐採
	3	F082	ヒノキ	75	25	単幹	伐採
	4	F086	カエデ類	15	5	単幹	伐採
	5	F104	ヤマグワ (クワ)	20	7	単幹	伐採
	6	F114	カエデ類	30	7	単幹	伐採
	7	F115	ムクノキ (ムク、ムクエノキ)	20	10	単幹	伐採
	8	F125	サクラ類	40	3 ※主幹折損	単幹	伐採
	9	F132	サクラ類	20	15	単幹	伐採
	10	F133	サクラ類	40	25	単幹	伐採
	11	F172	スギ	55	20	単幹	伐採
	12	F226	サクラ類	25	13	単幹	伐採

(2) -ア 遺構顕在化のための伐採・剪定 一覧

史跡	N0.	樹木ID	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	樹形	処理
二俣	13	F052	ヒノキ	70	25	単幹	伐採
	14	F106	アカメガシワ (ゴサイバ)	15、15	12	株立・二又	伐採
	15	F109	アカメガシワ (ゴサイバ) ※周辺に自生したアカメガシワ3本 (F109-2, 3, 4) の伐採含む。	20	6	単幹	伐採
	16	F130	イヌマキ (クサマキ、マキ)	25	8	単幹	伐採
	17	F150	イヌマキ (クサマキ、マキ)	40	10	単幹	伐採
	18	F151	イヌマキ (クサマキ、マキ)	25	10	単幹	伐採
	19	F176	スギ	55	20	単幹	伐採
	20	F117	タブノキ (イヌグス)	130	25	単幹	剪定

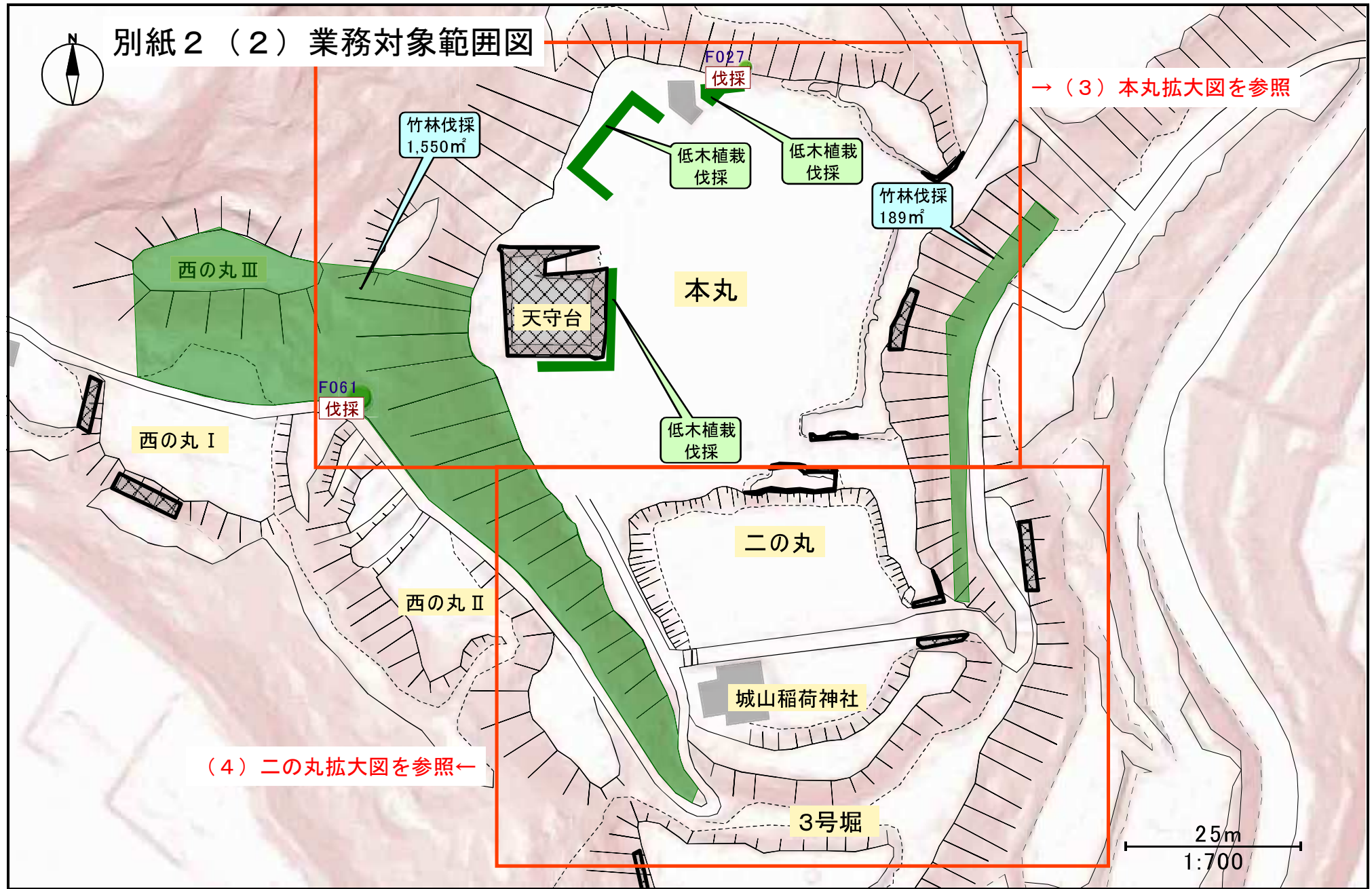


別紙 2 (1) 二俣城跡全体位置図





別紙2 (2) 業務対象範囲図



→ (3) 本丸拡大図を参照

(4) 二の丸拡大図を参照←

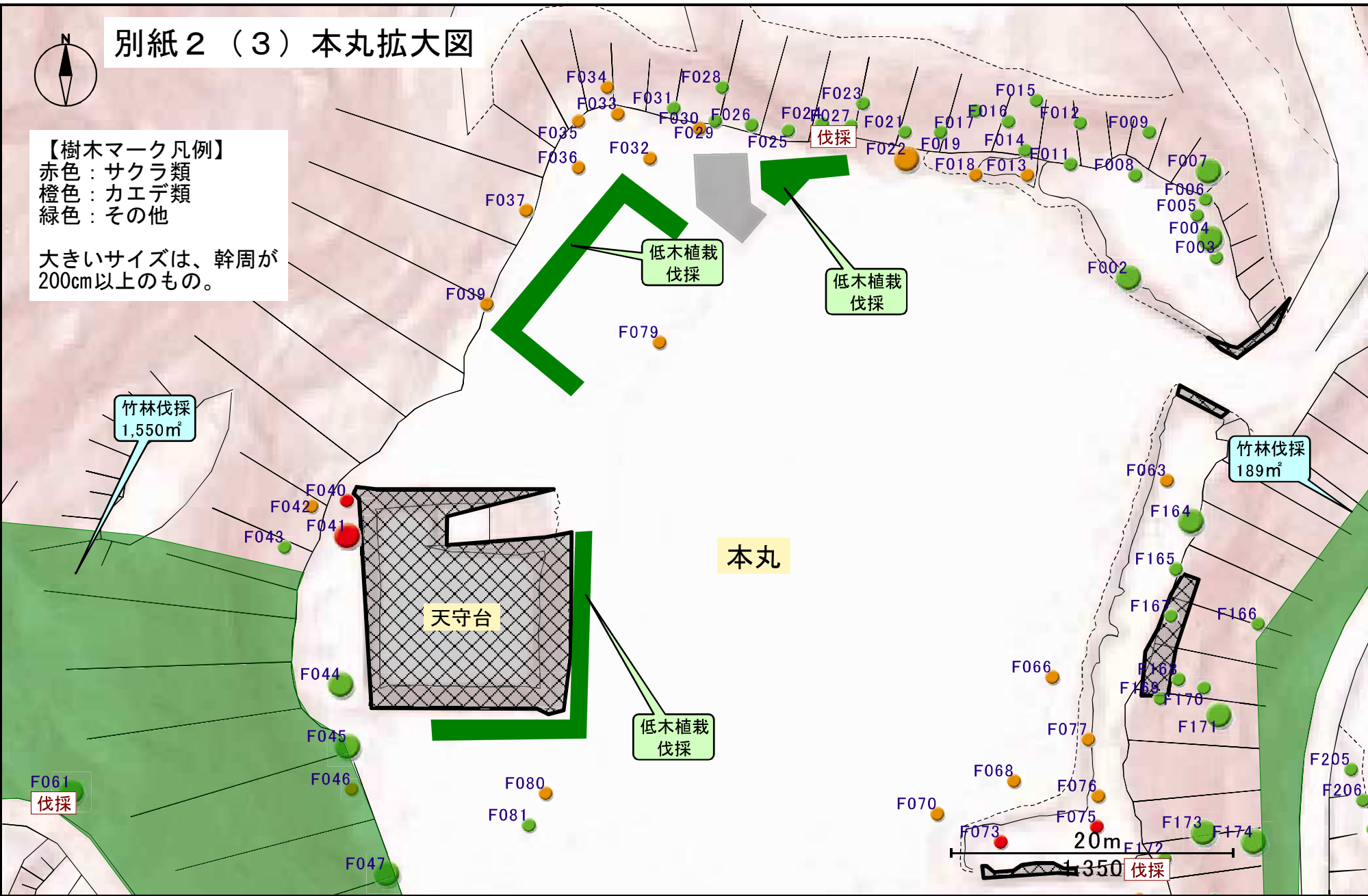
25m
1:700

別紙2 (3) 本丸拡大図



【樹木マーク凡例】
 赤色：サクラ類
 橙色：カエデ類
 緑色：その他

大きいサイズは、幹周が
200cm以上のもの。



本丸

天守台

竹林伐採
1,550m²

竹林伐採
189m²

低木植栽
伐採

低木植栽
伐採

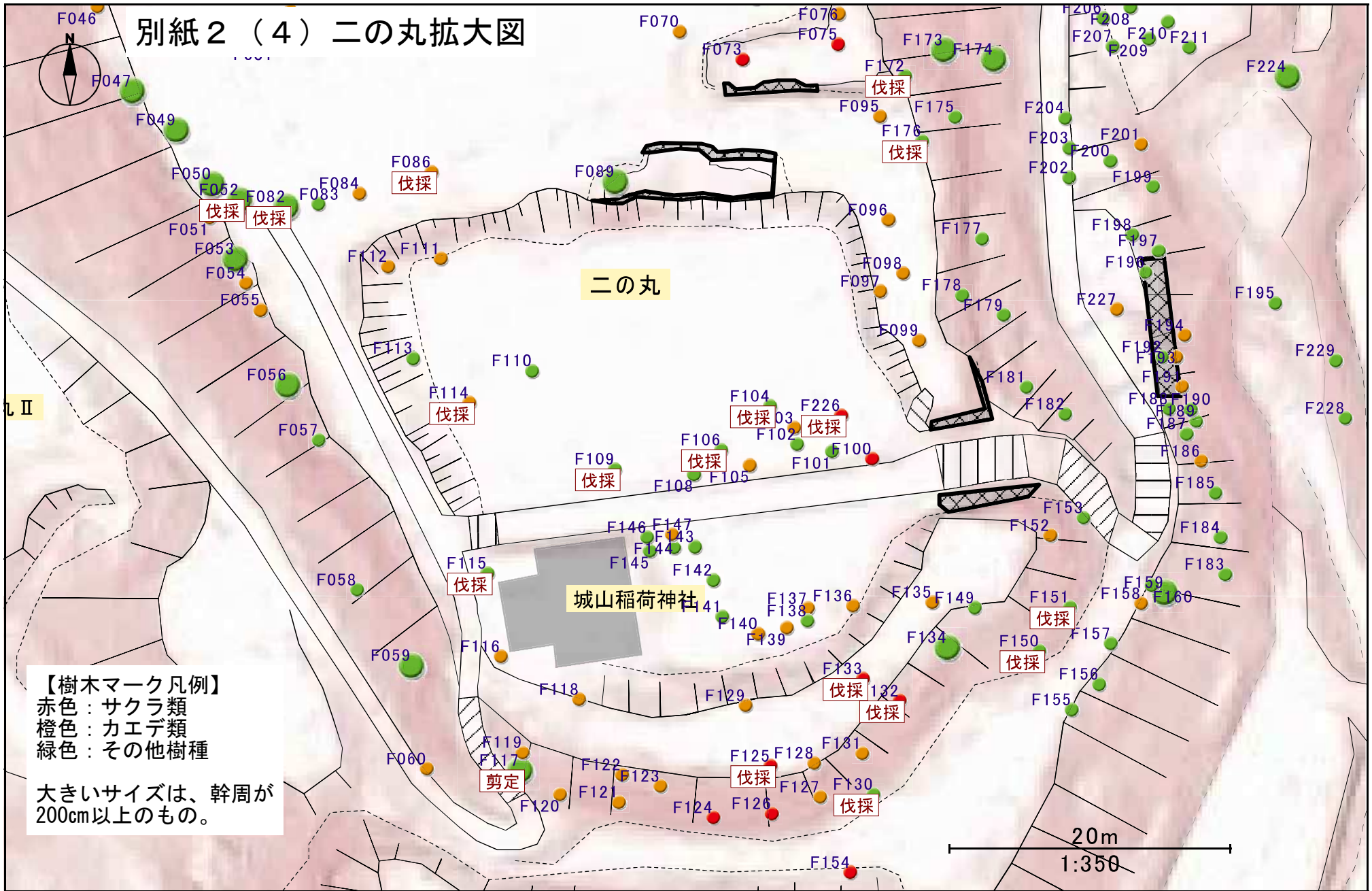
低木植栽
伐採

伐採

20m

1350 伐採

別紙2 (4) 二の丸拡大図



【樹木マーク凡例】
 赤色：サクラ類
 橙色：カエデ類
 緑色：その他樹種

大きいサイズは、幹周が
 200cm以上のもの。